

## 建設経済常任委員会会議録

- 1 日 時 平成31年2月25日（月）  
午前9時12分～午後1時56分
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 委員長 佐々木哲男 副委員長 大泉 徳子  
委員 齋 浩美 委員 佐藤 正博  
委員 長南 良彦 委員 山口 實  
委員 山田龍太郎
- 4 欠席委員 な し
- 5 説明のため 生活経済部長 菊池 博幸  
出席した者 クリーン対策課長 米本 博喜  
クリーン対策課 松浦 和裕  
技術参事兼課長補佐兼  
環境保全係長
- 6 事務局職員 主 事 後藤 法子
- 7 付議事件
- (1) 所管事務及び予算関連事業箇所等の現地調査について
- (2) 陳情第1号 名取市全ての市民が健康で、次世代にも安心して暮らせる環境を継承するために、「東北電力と名取市の協定締結」の申し入れを求める陳情
- (3) 議会案第1号 宮城県上工下水一体官民連携運営事業について、慎重な対応を求める意見書

開 会 午前9時12分

○委員長（佐々木哲男） 出席委員は、定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから、建設経済常任委員会を開催いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

委員会条例第19条の規定により、生活経済部長等の出席を求めていますので、報告をいたします。

なお、本日の会議に係る一切の資料を、お手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

初めに、付議事件の（1）所管事務及び予算関連事業箇所等の現地調査についてを議題といたします。

本日の行程等につきましては、さきの委員会において決定しているとおりであります。

それでは、これより現地調査を行います。

現地調査終了まで、休憩いたします。

休 憩 午前9時13分

---

再 開 午後0時56分

○委員長（佐々木哲男） 再開いたします。

これより、付議事件の（2）陳情第1号 名取市全ての市民が健康で、次世代にも安心して暮らせる環境を継承するために、「東北電力と名取市の協定締結」の申し入れを求める陳情を議題といたします。

これより、執行部からの聞き取り調査を行います。

この際、陳情調査の進め方について申し上げます。

初めに、執行部より陳情内容に係る現状及び執行部の考え方について説明いただき、委員各位より質疑をお受けいたします。

質疑を終結し、執行部退室の後、委員各位から御意見を伺う形で進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

それでは、執行部からの聞き取り調査を行います。

休憩をして進めてまいります。暫時、休憩いたします。

休 憩 午後0時57分

---

\*休憩中の発言の要旨

(クリーン対策課)

- ・変電所建設に関して、送電線等による電磁界の影響について地元住民が不安を感じており、平成24年から継続して陳情等の提出をいただいている。
- ・工事の進捗状況について、現在は工事中であるものの、平成31年3月から試験運転を行い、6月から本格的な運転開始の予定であると伺っている。
- ・東北電力では、変電所建設地の地元である道祖神町内会からの要望を受け、平成29年度から半年に1回、現在までに3回電磁界の測定を行っている。測定結果はいずれも国の基準値を下回っており、町内会で回覧し周知されている。一方で、同じく地元である愛島塩手地区から測定の要望は出ていないと伺っている。
- ・陳情の趣旨である「名取変電所及び送電線の安全性について保障し、万一、名取変電所及び送電線に起因した事故、健康被害が発生し、市民等に損害を与えた場合の一切の責任を負うこと」については、東北電力は当然にその責任を負うものであり、協定の有無に左右されるものではないが、「名取変電所及び送電線に起因した事故、健康被害」であるとの認定は、明確な判断基準がなく、個々の状況に応じての判断になると考える。「施設整備後は、市及び地元住民立ち会いのもと、電磁界測定の定期的な実施と結果の公表を行うこと」については、一部の町内会ではあるが、既に市及び地元住民立ち会いのもと、測定が実施されている状況である。また、測定結果について、その影響は地域限定的であり、当事者間で測定結果を共有していることから、広く公表することは考えていない。
- ・陳情で求められている内容は協定締結をせずとも可能であるため、協定締結の必要はないと考える。

問 測定器は市の備品か。

答 測定器は東北電力が準備している。

問 校正を受けた測定器であることを確認しているのか。

答 確認していない。

問 送電線に起因した事故とは、どのような場合を想定しているのか。

答 送電線から発生する電磁界による健康被害が主と捉えている。

問 事故の可能性の考えは。

答 物理的な事故も含むが、送電線等の電磁界によるものを主としていると考える。

問 変電所等の電磁界に起因する健康被害であるとの認定はどのようになされるのか。医者が判断できるのか。

答 判断は医者がすると考えるが、認定はかなり難しいと考える。

問 変電所や送電線の電磁界による健康被害であるとの証明はできるのか。

答 東北電力からは影響があるかもしれないとのことであったが、証明は難しいと考える。規定値より大分低い値であり、影響はないのではないかとの説明もあった。

問 以前、東北電力が地元住民へ説明会を開催した際、説明できないことがあったと聞いたが、事実か。

答 説明が不十分で、地元住民に不安感・不信感を与えてしまったことはあると聞いている。その後、不安感・不信感を払拭するための説明会も開催している。

問 九州電力が地元町内会や市と協定を締結したことについて、本市の考えは。

答 自治体が独自に判断しているものであり、本市が必ずこの例に倣わなければならないとは捉えていない。

問 電磁界による健康被害は公害に当たるのか。

答 今回の件に関しては、当たらないと考える。仮に、電磁界の測定値が規定値を超える、または、規定値に近い数字となった場合、市として対応等を考える必要があると考える。

問 東北電力が市民等に損害を与えたとの判断基準は。

答 東北電力の責任であるとみなすことのできる状況であるとの判断は難しい。明確な基準はなく、個々の状況に応じた判断になると考える。

問 道祖神町内会からの要望で実施した測定は、東北電力と覚書等を取り交わしているのか。

答 覚書等はない。町内会からの要望を受け、東北電力が測定している。

答 直近の測定日は。

問 平成30年10月1日である。

答 測定要望はどのように行ったのか。

問 東北電力のホームページで測定の要望を受け付けている。市は、町内会からの要望を受け、測定に立ち会っている立場であるため、具体的な手続等は把握していない。

答 市から電磁界の測定を要望することはできるのか。

答 過去3回の測定は規定値より大分低い値であったが、6月の本格稼働後、どのように変化するのか、地元町内会と東北電力の測定に立ち会い、注視していきたい。その数値により、市の対応について判断していきたい。

---

再 開 午後1時26分

○委員長（佐々木哲男） 再開いたします。

以上で、執行部からの聞き取り調査を終了いたします。執行部におかれましては、休憩中に出されました意見等を踏まえられ、今後の事務事業の執行に当たられますようお願いをいたします。

執行部の皆さんには、大変御苦労さまでした。

暫時、休憩いたします。

休 憩 午後1時27分

---

再 開 午後1時27分

○委員長（佐々木哲男） 再開いたします。

これより、陳情第1号についてとりまとめを行います。委員各位より御意見をお伺いいたします。

休憩をして進めてまいります。暫時、休憩いたします。

休 憩 午後1時28分

---

\*各委員からの意見

- ・電磁界の測定を行う際、校正を受けた測定器であることを示すべき。
- ・電磁界の値が国の基準内である限り、市として規制することはできない。本格稼働後の数値の変動を見て、対応を判断するとのことであるが、その数値と対応を公表すべき。

- ・東北電力に起因する事故が発生した場合、東北電力が責任を負うのは当然である。変電所周辺の安全性を確認するためにも、今後も市や地元住民立ち会いのもと電磁界の測定を定期的実施し、結果を広く公表すべき。
- ・東北電力に対し磁界の軽減対策等についてより丁寧な説明を求めるよう市当局に求めるべき。
- ・東北電力は大企業であり、社会的責任も負っている。電磁界の影響について不安を感じている住民がいる以上、その不安感・不信感を払拭するために、今後も誠意ある対応が必要である。

\*委員会として取りまとめた意見

協定の有無にかかわらず、電磁界の今後の数値の変動を注視し、状況に応じ今後の対応を公表すること。また、東北電力に対し、今後も市や地元住民立ち会いのもと電磁界の測定を定期的実施し、その結果を公表すること。あわせて、今までの調査結果とも重なるが、電磁界の影響について不安を感じている住民に対し、施設の安全性や磁界の軽減対策等についてより丁寧な説明をするよう市当局に求めることとした。

---

再 開 午後1時45分

○委員長（佐々木哲男） 再開いたします。

お諮りいたします。陳情第1号に係る委員会調査報告書案の作成につきましては、休憩中の協議を踏まえ、委員長に御一任願いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、委員会調査報告書案については、次回の委員会においてお示ししたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、付議事件の（3）議会案第1号 宮城県上工下水一体官民連携運営事業について、慎重な対応を求める意見書を議題といたします。

これより、委員各位より御意見をお伺いします。

休憩をして進めてまいります。暫時休憩いたします。

休 憩 午後1時46分

---

\*休憩中に委員から出された意見

- ・ 県議会の審議で黒塗りの資料が提出されている。水は公共の財産であることから、審議に当たっては、正当な資料を公表すべき。
- ・ 必要な情報は公開されているため、県における審議状況を注視すべき。
- ・ 導入に当たっての考え方が不明確であり、慎重な対応を求める必要がある。
- ・ 十分慎重に調査等を行った上で、新たな運営方式の導入を計画していると考ええる。

---

再 開 午後1時59分

○委員長（佐々木哲男） 再開いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております、議会案第1号につきましては、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） 御異議なしと認めます。よって、議会案第1号につきましては、討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、議会案第1号 宮城県上工下水一体官民連携運営事業について、慎重な対応を求める意見書を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（佐々木哲男） 起立少数であります。よって、議会案第1号は、否決すべきものと決しました。

この際お諮りいたします。議会案第1号に係る委員会審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） 御異議なしと認めます。よって、委員会審査報告書の作成につきましては、委員長に一任することに決定いたしました。

以上で本日の付議事件は全て終了いたしました。

本日の委員会はこれにて散会いたします。

なお、次回委員会は3月1日金曜日午後1時、議員協議会室において開催い

たしますので、御参集方よろしくお願いいたします。  
大変御苦労さまでした。

散 会 午後1時56分

平成31年2月25日

建設経済常任委員会

委員長 佐々木 哲 男